

承認第 号

専決処分の承認を求めることについて

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 28 年 月 日提出

富里市長 相 川 堅 治

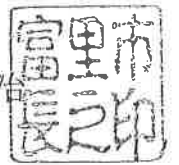


専 決 処 分 書

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

富里市長 相 川 堅





富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

富里市長

相川 聖治

条例第27号

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富里市国民健康保険税条例（昭和43年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第24条第2号中「26万円」を「26万5千円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき48万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）	(国民健康保険税の減額) 第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（概要）

1 条例改正の理由

「平成28年度税制改正の大綱」（平成27年12月24日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることとなった。

これにより、富里市国民健康保険税条例にも改正を行う必要が生じたが、緊急を要したため、地方自治法第179条1項の規定により専決処分を行った。

2 改正の内容

被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を26万円から26万5千円に改めるとともに、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を47万円から48万円に改める。

改正前	軽減対象所得額	5割軽減	$33\text{万円} + (\underline{26\text{万円}} \times \text{被保険者数})$
		2割軽減	$33\text{万円} + (\underline{47\text{万円}} \times \text{被保険者数})$



改正後	軽減対象所得額	5割軽減	$33\text{万円} + (\underline{26\text{万5千円}} \times \text{被保険者数})$
		2割軽減	$33\text{万円} + (\underline{48\text{万円}} \times \text{被保険者数})$

※ 7割軽減については変更なし

5 割軽減

被保険者数	改正前	改正後
	所得額	所得額
1 人	5 9 0 , 0 0 0 円	5 9 5 , 0 0 0 円
2 人	8 5 0 , 0 0 0 円	8 6 0 , 0 0 0 円
3 人	1 , 1 1 0 , 0 0 0 円	1 , 1 2 5 , 0 0 0 円
4 人	1 , 3 7 0 , 0 0 0 円	1 , 3 9 0 , 0 0 0 円
5 人	1 , 6 3 0 , 0 0 0 円	1 , 6 5 5 , 0 0 0 円
6 人	1 , 8 9 0 , 0 0 0 円	1 , 9 2 0 , 0 0 0 円
7 人	2 , 1 5 0 , 0 0 0 円	2 , 1 8 5 , 0 0 0 円
8 人	2 , 4 1 0 , 0 0 0 円	2 , 4 5 0 , 0 0 0 円
9 人	2 , 6 7 0 , 0 0 0 円	2 , 7 1 5 , 0 0 0 円
1 0 人	2 , 9 3 0 , 0 0 0 円	2 , 9 8 0 , 0 0 0 円

2 割軽減

被保険者数	改正前	改正後
	所得額	所得額
1 人	8 0 0 , 0 0 0 円	8 1 0 , 0 0 0 円
2 人	1 , 2 7 0 , 0 0 0 円	1 , 2 9 0 , 0 0 0 円
3 人	1 , 7 4 0 , 0 0 0 円	1 , 7 7 0 , 0 0 0 円
4 人	2 , 2 1 0 , 0 0 0 円	2 , 2 5 0 , 0 0 0 円
5 人	2 , 6 8 0 , 0 0 0 円	2 , 7 3 0 , 0 0 0 円
6 人	3 , 1 5 0 , 0 0 0 円	3 , 2 1 0 , 0 0 0 円
7 人	3 , 6 2 0 , 0 0 0 円	3 , 6 9 0 , 0 0 0 円
8 人	4 , 0 9 0 , 0 0 0 円	4 , 1 7 0 , 0 0 0 円
9 人	4 , 5 6 0 , 0 0 0 円	4 , 6 5 0 , 0 0 0 円
1 0 人	5 , 0 3 0 , 0 0 0 円	5 , 1 3 0 , 0 0 0 円

改正による影響

※平成 2 8 年 3 月末時点における賦課期日で試算

	2 7 年度		改正後	
	5 割軽減	2 割軽減	5 割軽減	2 割軽減
被 保 険 者 数	2, 161	2, 198	2, 213	2, 153
世 帯 数	1, 028	968	1, 052	951
均 等 割 影 響 額	32, 977, 500	13, 426, 800	33, 793, 500	13, 140, 600
平 等 割 影 響 額	16, 807, 800	6, 330, 720	17, 200, 200	6, 219, 540

※軽減対象外から 2 割軽減対象となる ⇒ 7 世帯 (7 人)

2 割軽減から 5 割軽減となる ⇒ 2 4 世帯 (5 2 人)